

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料免除等の申請について

令和8年度分（令和8年7月分から令和9年6月分まで）の免除等の申請受付は令和8年7月1日から始まります。年金事務所または役場の国民年金担当窓口（住民課）へご相談ください。

### 国民年金保険料の追納をおすすめします ～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページに掲載されています。

お問合せ 日本年金機構むつ年金事務所（☎0175-22-4947）  
東通村 住民課住民グループ（☎0175-33-2135）

## 住みよい村づくり事業助成金のご案内

～あなたのアイデアが、東通村の未来をつくります～

村では、住みよい村づくり計画の将来像に掲げる「一人ひとりが主役になる東通村」の実現に向けて、住民の皆さんの自由な発想や地域への思いを活かしたまちづくり活動を支援します。

「地域をもっと元気にしたい」「地域に根づく活動や暮らしの知恵を次世代につなげたい」「交流イベントを企画してにぎわいをつくりたい」

一人ひとりの想いが、村づくりの大きな力になります。その第一歩として、本助成金をぜひご活用ください。

#### ■助成対象者

次のいずれかに該当する団体が対象です。

- ① 村内に在住または勤務する人で構成された、おおむね10人以上の団体
- ② 村内の部落会（複数部落会の連合組織を含む）

#### ■助成金額

1事業あたり上限150万円

#### ■対象となる事業

いずれも、住民主体の自主的な取り組みを対象とします。

- ① つながりづくり事業：地域のつながりや活動の基盤を強めるための取り組み  
（地域リーダー育成のための研修会、団体間の交流会・意見交換会、先進地視察や調査研究活動、地域課題解決に向けた勉強会やワークショップなど）
- ② にぎわい創出事業：地域の活性化や交流促進を目的とした取り組み  
（地域の特色を活かしたイベント開催、世代間・地域間交流の促進活動など）

※申請方法などの詳細は企画課（☎0175-33-2263）へお問い合わせください。

## 今月の東通牛の特売日！

7月9日・19日・29日

野牛川レストハウスにて、朝9時30分から！！  
【問合せ】(一社)産業振興公社 東通村農産物加工センター  
☎0175-33-0251 (FAX)0175-33-0252

